建築工事特記仕様書

令和７年４月版

千葉市都市局建築部営繕課

建築工事特記仕様書（令和７年４月版）

Ⅰ　工事概要

１　工事名称：　千葉市立仁戸名小学校内外部改修外工事

２　工事場所：　千葉市中央区仁戸名町 380 番地

３　敷地面積：　20,714.86 ㎡

４　構造規模：建築面積：　　㎡、延床面積：　　㎡

棟名称	構造	階数	建築面積（㎡）	延床面積（㎡）	消防法施行令別表第一	防火対象物	
校舎	RC	4		4704	７項	・特定	・非特定
EV 増築	S	4	14.42	57.68	７項	・特定	・非特定
屋内運動場	S+RC	2		764	７項	・特定	・非特定
						・特定	・非特定
						・特定	・非特定
						・特定	・非特定
						・特定	・非特定

５　別途工事：電気設備工事、機械設備工事

・他工事との取合いは別図による。

６　そ の 他：

Ⅱ　工事仕様

１　共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の

「公共建築工事標準仕様書　（建築工事編）（令和４年版）」（以下「建標」という。）、

「公共建築工事標準仕様書　（電気設備工事編）（令和４年版）」（以下「電標」という。）、

「公共建築工事標準仕様書　（機械設備工事編）（令和４年版）」（以下「機標」という。）、

「公共建築改修工事標準仕様書　（建築工事編）（令和４年版）」（以下「建改標」という。）、

「公共建築改修工事標準仕様書　（電気設備工事編）（令和４年版）」（以下「電改標」という。）、

「公共建築改修工事標準仕様書　（機械設備工事編）（令和４年版）」（以下「機改標」という。）、

「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）・同解説（令和５年版）」（以下「解共」という）

による。

２　特記仕様

（１）一般共通事項（全工事共通事項）の項目は全て適用する。

（２）一般共通事項（選択事項）の項目は、番号に□印の付いたものを適用する。

（３）特記事項は、原則すべて適用する。「・」は、□印の付いたものを適用する。

（４）項目下部に記載の（　　．．　）内の表示番号は、共通仕様の該当項目又は当該図表を示す。

（５）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（　）内は製品名を示す。

（６）回印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」の特定調達品目を示す。

３　適用基準等

（１）「建築工事標準詳細図」　（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（２）「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」　（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（３）「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」　（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（４）「営繕工事写真撮影要領」　（令和３年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（５）「工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編」　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（６）「工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編」　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（７）「工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編」　国土交通省大臣官房官庁営繕部

項　目	特　記　事　項
1　一般共通事項（全工事共通事項）	
1工事実績情報の登録 （建標、電標、機標1.1.4）	請負金額500万円以上の工事については、受注、変更及び竣工登録を行う。
2　施工体制台帳 （建標、電標、機標1.1.5）	施工体制台帳、作業員名簿及び施工体系図の作成等については、千葉市の「下請負の適正化に関する指導指針」に従って行い、写しを監督職員に提出する。
3　環境への配慮 （建標、電標、機標1.4.1）	（1）本工事に使用する建物内部の建築材料は、揮発性有機化合物の放散が極めて少ないものとする。 　また、ホルムアルデヒド発散建築材料については、F☆☆☆☆使用を原則とし、該当する材料がない場合は安全データシート等の安全性を確認できる資料を提出し、監督員の承諾を得ること。 （2）千葉市グリーン購入推進方針に基づき、環境負荷を低減できる機材の選定に努める。 　公共工事（資材、建設機械、設備、目的物、工法）
4　工事関係図書	工事関係図書は、工事中、監督職員から請求があったときは、速やかに提出できるようにするとともに、完成時には、工事関係図書一式を監督職員に提出すること。
5　工事の保険	（1）受注者は工事のすべての物件に対して、工事目的物に相当する妥当な金額の火災保険・建設工事保険等に加入し、契約書の写しを監督職員に提出する。 　なお、原則として保険加入期間は、工事着手日から工事目的物の引き渡しまでとする。 （2）本工事において、受注者は公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）に附さなければならない。
6　公共工事の実施に伴う環境負荷の低減	千葉市の環境方針に従い、公共工事の実施に伴う環境負荷の低減として取り組む項目は下記のとおりとし、可能な範囲で環境配慮に努めること。 （1）資材・廃土運搬時の環境配慮 （2）工事実施時の騒音・振動の低減への配慮 （3）基礎工事実施時の地下水汚染及び土壌汚染防止への配慮 （4）建設副産物の発生抑制及び再利用の推進。
7　施工中現場への安全パトロールについて	工事期間中に、千葉市建設工事安全対策委員会設置要綱、千葉市建設工事安全対策委員会運営要領及び建築部事故防止巡回班規約に基づく、建築部事故防止巡回班の安全パトロールが実施される場合又はその他臨時に安全パトロールが実施される場合は、当該パトロールに協力し、危険箇所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。 施工にあたっては、千葉市建設工事等安全対策委員会建築部会が定める「安全対策重点項目」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。 なお、別途監督職員が指示する「安全対策重点項目」について、工事関係者が見やすい場所に掲示するものとする。
8　安全訓練等の実施	「建築工事安全施工技術指針」及び「公共工事の発注における工事安全対策要綱」に従い、工事の安全確保に努めるとともに、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当てて、安全訓練等を実施し、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、直ちに提示できる体制とすること。
9　低入札価格工事における下請負人のしわ寄せ防止	低入札価格調査制度対象工事において、元請負人と一次下請負人の間で交わされる下請契約について、建設業法に基づく契約であることを確認するため、「下請契約の適正化に関する点検表」に基づき、元請負人、一次下請負人別に点検を行うものとする。点検は、一次下請工事の施工前及び施工後の段階ごとで、一次下請負人1者につき、各1回行う。点検結果についてはその都度監督職員へ提出するものとする。 なお、元請負人、一次下請負人の記載事項に相違があった場合は、監督職員、元請負人の現場代理人、一次下請負人の主任技術者の出席による記載内容の聴取を実施するものとする。
10　総合評価落札方式による技術提案等	総合評価落札方式による工事において、技術提案書の取り扱いは下記による。 （1）技術提案に基づく施工 　受注者は、入札時に提示した技術提案等に基づき確実に施工するものとし、技術提案等による契約金額の変更は、行わないものとする。 （2）技術提案が履行されない場合の措置 　受注者の責により入札時の技術提案等が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減じる措置をとることとし、未実施の技術提案等の項目ごとに5点を減じる。

11　工事における創意工夫等実施状況	受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。
12　ワンデーレスポンスの実施	（1）「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 （2）受注者は計画工程表の提出にあたっては、監督職員と協議のうえ、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる方法により、無駄を排した最適な工程表を作成すること。 （3）受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。 （4）効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。
13　調査に対する協力	（1）受注者は発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。 （2）受注者は当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 ア　調査票等に必要事項を正確に記入し国に提出する等、必要な協力を行わなければならない。 イ　調査票等を提出した事業所を国が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。 ウ　正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 エ　当該工事の一部について下請け契約をする場合は、受注者は当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前号と同様の業務を負う旨を定めなければならない。
14　過積載防止	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及びその他関係法令を遵守し、過積載のないよう下請業者、納入業者等を指導監督すること。
15　近隣への配慮	本工事の施工に際しては、工事による騒音、振動、安全対策等について、規制等を遵守するのはもちろんのこと、近隣に十分配慮し施工完了すること。近隣に対して工種、作業内容等を明示し理解と協力が得られるよう努めること。作業時間、搬出入経路の計画に当たっては、監督職員と協議し、作業内容を遵守すること。 （1）本工事関係車両等の付近公道での駐車及び待機は厳禁とする。また、場内、場外を問わず作業員がアイドリングした車内での休憩等することを禁ずる。 （2）本工事を起因とする付近道路の汚れ等は、速やかに清掃すること。 （3）喫煙が禁止されている場所及びその周辺では受動喫煙防止等に十分配慮すること。
16　VE 提案	制限付一般競争入札による工事においては、契約締結後に施工方法等の提案を受付ける。 VE 提案については、技術管理課ホームページ「契約後 VE 方式のページ」による。
17　施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる工事目的物等に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
18　技術研修会の開催に対する協力	受注者は、千葉市及び関係団体から当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合は、これに協力するものとする。
19　防振ゴム等の品質確保	東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品や材料を使用する場合は、第三者機関による品質を証明する書類を提出するものとする。
20　中間技術検査 (建標、電標、機標 1.6.2)	以下のいずれかの項目に該当する場合、実施する。 ただし、単純工事など中間技術検査の効果が期待できない工事については、別途工事検査室と協議のうえ、対象外とする場合がある（・該当：協議済により対象外　・非該当）。 （1）当初請負契約金額１億円以上かつ工期が６か月以上の工事 （2）「千葉市建設工事低入札価格取扱要領」に基づく調査において履行可能と判断し契約締結をした工事（対象外とした工事も含む） （3）工事担当課長が必要と認めた工事（・適用　・非適用） ※実施時期・回数は、監督職員の指示による。

21　社内検査	下記いずれかに該当する工事は、社内検査員届、社内検査員経歴書、品質確認書及び社内検査結果を記載した報告書を提出する。 （1）当初請負契約金額1億円以上の工事 （2）工事担当課長が必要と認めた工事（・適用　$\boxed{\cdot}$非適用）
22　現場代理人の取扱い	本市が発注する建設工事で次に掲げる要件のすべてを満たしている場合は、現場代理人を3件まで兼任することができる。 （1）請負金額が9,000万円未満（建築一式工事以外は、請負金額4,500万円未満）であること （2）低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札したものでないこと （3）特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと （4）兼任する工事が国又は他の地方公共団体発注工事であって、当該工事の発注者から現場代理人の兼任に関して認められていること （5）兼任する工事の工事個所が千葉市内に限ること また、別敷地にて2件以上の工事を併せて発注する場合、一方の工事の請負金額が9,000万円以上（建築一式工事以外は、請負金額4,500万円以上）の場合は、現場代理人とは別に補助技術者（他の工事現場に常駐し連絡や指示等を行う者）を専任する。
23　監理技術者の取扱い	本工事において、監理技術者を専任配置する場合においては次の各号の要件をすべて満たす場合は、監理技術者を2件まで兼任することができる。 （1）建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 （2）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2項イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 （3）請負代金の額が2億円未満であること。 （4）低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札し、契約するものでないこと。 （5）特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと。 （6）公告又は指名若しくは見積通知書において、主任（監理）技術者の専任配置を求めているものでないこと。 （7）兼任する工事が、千葉市が発注する建設工事であること。
24　デジタル工事写真	小黒板の電子化を行う場合は、現行の営繕工事写真撮影要領に準じて、下記の項目を全て実施する。 （1）受注者は、小黒板の電子化の導入に必要な使用機器については、営繕工事写真撮影要領「3.（3）撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載している技術を使用する。 また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示する。 （2）受注者は、（1）の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事写真撮影要領「3.（3）撮影方法」による。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 （3）工事写真の取扱いは営繕工事写真撮影要領に準ずるが、（2）に示す小黒板情報の電子的記入については、営繕工事写真撮影要領「4. 編集の禁止」で規定されている写真編集には該当しない。 （4）受注者は納品時に、URL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報の電子的記入を行った写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
25　従事期間	現場代理人、主任技術者又は監理技術者の従事期間は、原則、契約期間とする。ただし、現場への専任を要しない期間を定める場合は、「監理技術者制度運用マニュアル（令和6年3月26日国不建第290号）」を参考に、監督職員との協議により決定する。
26　設計変更	本工事において契約書の規定により行う、設計図書の変更手続きについては、千葉市請負工事設計変更等ガイドラインに基づき実施するものとする。
27　ウィークリースタンスの実施	本工事は、ウィークリースタンス実施対象工事である。実施に際しては、別に定める「ウィークリースタンス実施要領」に基づき実施するものとする。

28　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知	落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、千葉市長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

2　一般共通事項（選択事項）

1　電気保安技術者
（建標1.3.3、電標1.3.2、機標1.3.2）

適用する。
・
・

2　施工条件
（建標1.3.5、電標1.3.3、機標1.3.3）

・仮設計画図による
・ 居ながら施工
・施工順序は学校協議による
（１）解体作業等の著しく騒音・振動の発生する作業は、学校運営に支障のないよう考慮すること。ただし、工程等に遅れをきたす場合は、学校及び監督職員と協議のこと。
（２）仮設足場に関して、学校関係車両または関係者の通行に支障がないようにするとともに、安全対策に配慮すること。
（３）エレベータ設置工事、外部スロープ整備工事、法令適合工事に関しては、施工順序に配慮し、事前に学校及び監督員と協議し学校運営に支障がないように行うこと。
（４）エレベータ増築部の既存外壁や建具の撤去、理科室等床撤去については、学校運営に支障のないように夏休みに施行すること。
（５）特別教室棟内部改修について、④-1 棟と④-2 棟で施工時期を分けること。④-1 棟を先に施工し、部分使用前検査を行ったのち、④-2 棟を施工することとする。
・避難所への再生可能エネルギー等導入事業の太陽光パネル設置校
（１）太陽光パネルの撤去再設置は、避難所への再生可能エネルギー等導入事業者（以下「事業者」という。）が行う。
（２）太陽光パネルの撤去時期は、原則屋上防水改修の開始前とするが、撤去には発注者から事業者に依頼後2か月程度の期間を要するため、受注者は契約後速やかに屋上防水改修の開始予定時期を監督職員に通知すること。
（３）太陽光パネルの再設置時期は、発注者が屋上防水改修の完了を確認した後とする。
・敷き鉄板については、本工事で設置し、次の工事（令和８年２月下旬より）へ引き継ぐこととする。次の工事への引き渡し時に現場確認等の立会いを行うこと。
・本工事は、関連工事の入札が不調だった場合、工事を一時中止する可能性がある。

3　発生材の処理等
（建標1.3.11、電標1.3.9、機標1.3.9）

（１）建設副産物等
「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に従って適切に処理する。
ア　工事に伴う発生材の処分は、事前に「産業廃棄物処理計画書」を提出し監督職員の承諾を受ける。「産業廃棄物処理計画書」の内容は、監督職員の指示による。
イ　請負金額100万円以上の工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各１部提出すること。
　また、計画の実施状況（実績）については「再生資源利用実施書」「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を作成し、各１部提出する。
ウ　建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、写しを提出すること。
エ　建設副産物処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」（副処：様式-1）を作成し、監督職員の確認を受け、１部提出すること。
オ　建設副産物の処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」（副処：様式-2）を作成するとともに、処理が完了したことが分かる資料（取引証明書、受入伝票等）を添付し、監督職員に提出すること。
　受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により建設廃棄物の適正な処理を確認するとともに、監督職員から請求があった場合に、速やかに提示できるように常に整理しておくこと。
カ　舗装切断作業時における濁水は汚泥として処理を行うこと。
キ　再資源化等をする施設の名称と所在地

資材の種類	施設の名称	所　在　地
コンクリート	清水建材㈱	千葉市緑区誉田町１丁目970番地１の一部他
木	フルハシEPO㈱	千葉市中央区浜野町1216－68

※再資源化等をする施設を変更する際には監督職員と協議を行うこと
ク　産業廃棄物の収集又は運搬に伴う運搬車両の表示及び書面の備え付け

産業廃棄物を自ら収集又は運搬する場合は、運搬する車両の車体の両側面に、以下の事項を鮮明に表示すること。また、必要事項を記載した書類を常時携帯すること。

（ア）産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する旨の表示（産業廃棄物運搬車等）

（イ）排出事業者名（〇〇株式会社　等）

また、収集運搬車両の表示状況及び書面の備え付け状況が確認できる写真を撮影すること。

（２）建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）第９条第１項に規定する対象建設工事においては、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられる。

ア　特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

建設リサイクル法第13条の規定に基づく書面については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であり、原則、発注者が条件明示した方法により処理することとする。ただし、それにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

イ　受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を「再資源化等報告書」に記載し、監督職員に報告することとする。

（ア）再資源化等が完了した年月日

（イ）再資源化等した施設名称及び所在地

（ウ）再資源化等に要した費用

なお、書面に添付する[再生資源利用実施書]及び[再生資源利用促進実施書]は建設副産物情報交換システム（COBRIS）を用いて作成したものを使用するものとする。

ウ　請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

（ア）建設リサイクル法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した「説明書」を提出し説明を行うこととする。

（イ）書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

（ウ）書面は施工計画書に添付するものとする。

エ　分別解体の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	造成等	造成等の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	その他	その他の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用

（３）建設発生土の処分

ア　建設発生土の搬出

・発生土なし　・発生土あり

・搬出あり　名称及び所在地：山喜工業㈱　市原市大桶上大月１番ほか2316筆

受入れ時間帯　：8：00-17：00

仮置き等　：構内の指示する場所

搬出調書等　：

地質分析　：　・する　・しない

※搬出先を変更する際には監督職員と協議を行うこと

・搬出なし　・構内指示の場所にたい積　・構内指示の場所に敷き均し

イ　建設発生土の工事間利用

・利用あり　（　　建設工事、　　課発注）

ウ　建設発生土の搬出先への情報提供

受注者は、本工事から建設発生土を100㎥以上搬出する場合は、別紙様式により搬出前に搬出先の区市町村の建設発生土担当窓口あてに、建設発生土に関する情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。なお、提出する情報は、監督職員の指示により、また、情報提出後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

エ　受注者は、本工事において土砂（土、砂利等）の搬入・搬出に係る運搬量が5,000㎥以上の場合は、「千葉市土砂運搬適正化対策要綱」に基づき書面又は図面により協議を行うこと。

4　材料・機材の品質等
（建標、電標、機標1.4.2）

本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するもの、また、㈳公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用することとする。ただし、これによりがたい場合、JIS及びJASマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の（1）～（6）の事項を満たすものとする。

（1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること
（2）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
（3）安定的な供給が可能であること
（4）法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること
（5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
（6）販売、保守等の営業体制が整えられていること

なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関（（社）公共建築協会　他）が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。

・機器仕様は、（ ・製造者の標準仕様　　・国土交通省仕様）とする。
・機材等は、設計図書に定める品質及び性能と同等品以上とする場合あらかじめ監督職員の承諾を受ける。

5　技能士
（建標、機標1.5.2）

適用する作業は下記による。
作業種別：　　職種：

6　見本施工の実施
（建標1.5.5、電標1.5.3、機標1.5.4）

見本施工の部分・部品（　　）

7　化学物質の濃度測定
（建標1.5.9、電標1.5.7、機標1.5.8）

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン（教育施設に限る）、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、報告すること。

測定方法　　・パッシブ法　　・アクティブ法
着工前の測定　　・行う
測定対象室　　・図示　　・室名（　　）
測定箇所数　　・図示　　・箇所数（　１７　）

報告の様式等については、監督職員との協議による。

8　完成図等
（建標、電標、機標1.7.1）
（表1.7.1）

・完成図　二ツ折り製本　A4版（縮刷版）　２部
・保全に関する資料　２部
・材料、機器完成図　部
・保全情報システム入力シート　部
・電子納品　２組

千葉市都市局建築部の電子納品運用ガイドライン[建築工事・委託業務編]（令和5年4月版）による。
詳細は事前協議チェックシートにより監督職員と協議する。
施工に伴う保証書は、受注者、施工業者、メーカーの連名で３部提出する。（２部は写し可）
（保証書）

・　シート防水　　工事目的物の引渡し日から　１０年間
・　ウレタン塗膜防水　　工事目的物の引渡し日から　１０年間
・　外壁改修（下地補修　仕上）　　工事目的物の引渡し日から　５年間

9　概成工期

適用する　（　年　月　日）

10　設計GL

・図示　　・設計GL　＝　現状GL

11　工事用水

構内既存の施設　　・利用できない　　・利用できる（・有償　・無償）
※ただし、これに要する設備工事は本工事に含む

12　工事用電力

構内既存の施設　　・利用できない　　・利用できる（・有償　・無償）
※ただし、これに要する設備工事は本工事に含む

13　補助事業	本工事は国庫補助事業である。
14　週休２日制工事	本工事は「千葉市建築工事における週休2日制工事実施要領」に基づく、週休2日制対象工事である。受注者希望型は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組むことができる。 ・発注者指定型（・月単位　・通期）　　・受注者希望型
15　情報共有システム	本工事は「千葉市建築工事における情報共有システム試行要領」に基づく、情報共有システム（以下「システム」という。）利用対象工事である。ただし、システム利用を希望する受注者希望型の受注者は、監督職員と協議した上で取り組むことができる。 なお、システムを利用する工事の工事関係書類は原則電子データとして取り扱うこととする。 ・発注者指定型　　・受注者希望型
16　遠隔臨場	本工事は「千葉市建築工事における遠隔臨場試行要領」に基づく、遠隔臨場対象工事である。ただし、遠隔臨場を希望する受注者希望型の受注者は、監督職員と協議した上で取り組むことができる。 ・発注者指定型　　・受注者希望型
17　細目別内訳書の提出	千葉市建設工事請負契約約款第3条に規定する請負代金内訳書の直接工事費の記載方法は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事内訳書標準書式」における細目別内訳まで記載するものとする。なお、細目別内訳の書式及び提出日については監督職員と協議できるものとする。
18　アスベスト含有建材の事前調査	大気汚染防止法の規定により、アスベスト含有建材の事前調査を実施すること。
19　共通費実態調査	本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に反映することを目的とした、共通費実態調査対象工事である。なお、調査票は国土交通省HP「公共建築工事共通費実態調査」からダウンロードするものとする。
20　工期・工程等	本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。 （1）作業不能日数：＿3＿日間 （2）上記（1）は、環境省が公表する関東地方 千葉 千葉地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（令和 元 年～ ５ 年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から１７時の間にWBGT値が３１以上となった時間を算定し、日数に換算したもの５年分を平均したもの。 （3）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方 千葉 千葉地点におけるWBGT値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が（1）の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
21　契約金の支払い方法について	本工事は会計年度が２か年にわたる事業であり、請負代金額は契約締結時に別途定める各会計年度の支払限度額の範囲内で支払うものとする。 なお、令和　＿年度の支払限度額は請負代金額の０%、当該支払限度額に対応する令和＿＿年度出来高予定額は請負代金額の０%とし、令和＿＿年度の支払限度額は請負代金額の１００%、当該支払限度額に対する令和＿＿年度出来高予定額は請負代金額の１００%とする。

3　仮設工事

1 足場等
［建改標2.2.1］
［表2.2.1］

足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行う。

材料、撤去材等の運搬
・Ａ種　[・]Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種

2 外部足場の養生
［建改標2.1.3］

[・]防護シートによる養生
・防音パネルによる養生
・防音シートによる養生

3 養生
［建改標2.3.1］

[・]既存部分の養生　ビニルシート等
・既存家具等の養生　ビニルシート等
・固定家具等の移動　図示

4 仮設間仕切
［建改標2.3.2］
［表2.3.1］

種別	下地	仕材（厚mm）	充てん材	塗装
[・]Ａ種 ・Ｂ種	[・]軽量鉄骨 ・木下地	・合板（・9.0　・　　） [・]せっこうボード（・9.5 [・] 12.5　）	[・]グラスウール 厚さ50mm	[・]無し ・片面
・Ｃ種	単管下地	防炎シート		
[・]仮設扉	・木製扉 [・]鋼製扉	・合板張り程度　・ [・]片面フラッシュ程度・		[・]無し ・有り

5 監督職員事務所
［建改標2.4.1］

・構内に設置
監督職員事務所の規模
・10㎡程度　・20㎡程度　・35㎡程度　・65㎡程度　・100㎡程度
監督員事務所に設ける設備、備品の種類、数量
・監督職員の指示による
・既存建物内の一部を使用

6 仮囲い等

・仮囲い
[・]成形鋼板（[・]H＝2.0m　・H＝3.0m）
[・]クロスゲート（[・]H＝1.8m、W＝6.0m　・H＝　m、W＝　m）
・シートゲート（・H＝　m、W＝　m　・H＝　m、W＝　m）
・パネルゲート（・H＝　m、W＝　m）
・仮設通路　設置箇所　・図示による　・
[・]仮設便所　設置する
[・]交通誘導員　（・常駐　[・]必要に応じて）

4　土工事

1 埋戻し及び盛土
（建標3.2.3）
（表 3.2.1）

埋戻し及び盛土の材料及び工法
[・]A種　施工箇所（　浄化槽跡　　）
[・]B種　施工箇所（　基礎、屋内運動場階段　　）
・C種　施工箇所（　　）、土質（　　）、受渡場所（　　）
・D種　施工箇所（　　）

2 建設発生土の処理
（建標3.2.5）

[2]　一般共通事項（選択事項）の「３　発生材の処理等」による

5　地業工事

1 試験及び報告書
(建標3.2.1)
(建標4.2.1～3)
(建標4.3.1)
(建標4.3.4～5)
(建標4.5.5～6)

・杭基礎
支持地盤の位置及び土質(基礎ぐいの先端位置含む)
・図示による　　・
試験杭の位置
・図示による　　・

・直接基礎
支持地盤の位置及び土質(基礎底部の位置含む)
・図示による　　・
試験掘り(根切り底の状態の確認等)
・行わない
・行う
位置等　　・図示による　　・

・杭の載荷試験
載荷試験の方法
・鉛直載荷試験
・地盤工学会基準 JGS (　　)による
・
・水平載荷試験
・地盤工学会基準 JGS 1831 による
・
・
試験の位置、本数、載荷荷頂
・図示による　　・
報告書の記載事項
・

・地盤の載荷試験
載荷試験の方法
平板載荷試験　　・地盤工学会基準 JGS1521 による
・
試験の位置、載荷荷重
・図示による　　・
報告書の記載事項
・

2 既製コンクリート杭
(建標4.2.2)
(建標4.3.1)
(建標4.3.3～6)
(建標4.3.8)
(建標7.2.5)

種類
・遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC 杭)
・プレストレスト 鉄筋コンクリート杭(PRC 杭)
・外殻鋼管付きコンクリート杭(SC 杭)
SC 杭の鋼管材料　　・SKK400　　・SKK490
・

杭の種類、性能及び曲げ強度区分(種別)、寸法、継手の箇所数等　(　・図示による　)

		種類 種別	コンクリート強度 (N/mm²)	杭径 (mm)	厚さ (mm)	杭長 (mm)	継手数	セット数	長期設計支持力 (kN/本)	備考
試験杭	上杭									
	中杭									
	下杭									

本杭	上杭									
	中杭									
	下杭									

杭先端部形状
・開放形　・半開放形　・閉そく形　・

・セメントミルク工法
掘削深さ
・図示による　・
杭の支持層への根入れ長さ
・図示による　・
杭の水平方向の位置ずれ精度
・杭径の 1/4 かつ 100㎜ 以下

・特定埋込杭工法
・平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第 6 による地盤の許容支持力式で α = 250 を採用できる工法
・平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第 6 による地盤の許容支持力式のうちα、β、γ が以下の値を採用できる工法
α=(　　)、β=(　　)、γ=(　　)
工法
・プレボーリング拡大根固め工法
・中堀り拡大根固め工法
・

杭継手工法
・アーク溶接継手溶接材料
・機械式継手(継手部に接続金具を用いた方式のもの)

杭頭の処理
・処理しない
・処理する
処理方法(切断に伴う補強方法含む)
・図示による　・

3 鋼杭地業
(建標 4.2.2)
(建標 4.3.5)
(建標 4.4.3～4)
(建標 4.4.5)
(建標 7.2.5)

杭の種類(材料)、寸法、継手等　(　・図示による　)

		種類	杭径(㎜)	厚さ(㎜)	杭長(㎜)	継手数	セット数	長期設計支持力(kN/本)	備考
試験杭	上杭								
	中杭								
	下杭								
本杭	上杭								
	中杭								
	下杭								

構造図による

特定埋込杭工法
・平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第 6 による地盤の許容支持力式　α=250 を採用できる工法

・平成13年国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式のうちα、β、γが以下の値を採用できる工法
α=(　　)、β=(　　)、γ=(　　)

工法
・中掘り拡大根固め工法

杭の継手の工法
・アーク溶接継手
・機械式継手

杭頭の処理
・処理しない
・処理する
処理方法(切断を伴う補強方法含む)
・図示による　　・

4場所打ちコンクリート杭地業
(建標4.2.2)
(建標4.3.4)
(建標4.5.1)
(建標4.5.4～4.5.6)
(建標5.2.1)
(表4.5.1)

工法
・アースドリル工法
・リバース工法
・オールケーシング工法
・場所打ち鋼管コンクリート杭工法
鋼管の材料　・SKK400　・SKK490　・
・拡底杭工法
・

寸法等　(　・図示による　)

	鋼管厚(mm)	鋼管径(mm)	軸径(mm)	拡底径(mm)	セット数	長期設計支持力(kN/本)	備考
試験杭							
本杭							

・孔壁の確認(超音波測定器による)
測定箇所
・試験杭(　　)箇所、本杭(　　)箇所　　・

杭の支持層への根入れ長さ
・図示による　　・
杭の水平方向の位置ずれ精度
・杭径の1/4かつ100mm以下　　・

鉄筋の種類

種類の記号	呼び径(mm)	備考
・SD295		
・SD345		
・		

帯筋の加工及び組立
・図示による　　・
鉄筋の最小かぶり厚さ
・100mm　　・

鉄筋かごの補強
・図示による　　・
主筋の基礎底盤への定着長さ
・図示による　　・

コンクリートの設計基準強度
・図示による　　・
コンクリートの種別
・A種　　・B種　　・評定等の内容による
スランプ
・18cm　　・21cm　　・(　　)cm
構造体強度補正値(S)
(　　N/mm²)
鋼管部分の材料
・図示による　　・

5 砂利地業
(建標4.6.2～3)

材料
・再生クラッシャラン　　・切込砂利　　・切込砕石
範囲
・基礎下、基礎梁下、土に接するスラブ下、土間コンクリート下
・図示による　　・

６砂地業
(建標4.6.2～3)

材料
・シルト　　・山砂　　・川砂　　・砕砂
範囲
・図示による　　・

7 床下防湿層
(建標4.6.5)

範囲
・建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下(ピット下を除く)
・図示による　　・

６　鉄筋工事

1 鉄筋
(建標5.2.1)
(建標5.3.2)
(建標5.3.5)

鉄筋の種類

種類の記号	呼び径(mm)	備考
・SD295	・D16以下	
・SD345	・D19以上	
・	・	
・	・	

加工
・鉄筋の折曲げ角度が90°未満の折曲げ内法直径(D)
(　8d　　)以上

鉄筋のかぶり厚さ及び間隔(溶接金網含む)
軽量コンクリートがある場合
・最小かぶり厚さに加える厚さ　(　　)mm
耐久性上不利な個所がある場合(塩害等を受けるおそれのある部分等)
・最小かぶり厚さに加える厚さ　(　　)mm

2 溶接金網
(建標5.2.2)

鉄線の形状等

種類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径(mm)	使用部位
・溶接金網	JIS G 3551	・6φ　100×100 ・6φ　150×150	ﾃﾞｯｷｽﾗﾌﾞ

・鉄筋格子			

3 鉄筋の継手及び定着
(建標5.3.4)

鉄筋の継手の方法等

部位	継手の方法	呼び径(mm)
柱及び梁主筋	・ガス圧接　・機械式継手 ・溶接継手　・重ね継手	・
耐力壁の鉄筋	・重ね継手　・	・
基礎、耐圧スラブ、土圧壁	・重ね継手　・ガス圧接	・
上記以外(　　)	・重ね継手　・溶接継手	・

継手位置
・図示による　・
・先組み工法等で、柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同箇所に設ける場合
・図示による　・
機械式定着工法
・適用する
適用箇所　(・図示による　・　　)
種類　(・図示による　・　　)

4 各部配筋
(建標5.3.7)

各部配筋
・図示による　・

5 機械式継手
(建標5.5.3)
(建標5.5.5)

適用箇所
・図示による　・
平成12年建設省告示第1463号に適合する性能
・A級
機械式継手の種類
・図示による　・
鉄筋相互のあき
・評定等の内容による　・図示による
施工完了後の継手部の試験
・外観試験(全ての継手部)
試験項目、試験方法
・図示による　・
・超音波測定試験
試験対象
・図示による　・
不合格となった場合の措置
・図示による　・

6 溶接継手
(建標5.6.3)
(建標5.6.5)

適用箇所
・図示による　・
平成12年建設省告示第1463号に適合する性能
・A級
溶接継手の工法
・図示による　・
鉄筋相互のあき
・図示による　・
施工完了後の継手部の試験
・外観試験(全ての継手部)
試験項目、試験方法
・図示による　・
・超音波探傷試験
試験対象

・図示による　　・
不合格となった場合の措置
・図示による　　・

7　コンクリート工事

1 コンクリートの類別等
（建標4.6.4）
（建標6.2.1～6.2.4）
（建標6.2.10）
（建標6.14.1）
（建標6.15.1）
（表6.2.2）

種類	使用箇所	設計基準強度 Fc（N/mm²）	構造体強度補正値	スランプ（cm）
・普通コンクリート	土間等	・18　・21　・24	・有（+3･6） ・無	・15　・18
	スラブ	・18　・21　・24	・有　（+3･6）） ・無	・15　・18
	基礎、梁	・18　・21　・24	・有　（+3･6） ・無	・15　・18
	ｽﾛｰﾌﾟ、犬走り	・18　・21　・24	・有　（+　） ・無	・15　・18
・軽量コンクリート（１種）	各階ｽﾗﾌﾞ上	・18　・21　・24	・有　（+　） ・無	・21　・
		・18　・21　・24	・有　（+　） ・無	・21　・

構造体強度補正値の適用期間は監督員と協議を行い、打設時期に応じて調合管理強度を明示すること。
JIS マーク表示認証製品を製造している工場で、かつ、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（㊟マーク）から選定すること。
ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する。

2 試験等
（建標6.5.1～5）

次の施工箇所では、軽易なコンクリート工事のため、試験を省略する
・土間　・床かさ上げ箇所　・その他（ スロープ、犬走り ）

供試体の抜き取り本数は１回の試験につき３個とする
・調合管理強度の判定用（標準養生、材齢２８日）
・構造体コンクリート強度の判定用①（現場水中養生、材齢２８日）
・構造体コンクリート強度の判定用②（現場封かん養生、材齢２８日及び２８日超９１日以内）
・構造体コンクリート強度の判定用③（標準養生、材齢２８日）

強度試験を必要とする打設箇所は以下の通りとする
・基礎　・地中梁　・壁　・柱　・梁　・スラブ　・階段　・パラペット

強度試験の実施先は、（公財）千葉県建設技術センター、大学等公的機関 、JNLA（工業標準化法に基づく試験事業者登録制度）による登録試験事業者又は JAB（(財）日本適合性認定協会）による認定試験所とする。

３骨材
（建標6.3.1）

フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材及び電気炉酸化スラグ骨材
・使用する　　適用箇所（・　　）

４打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継目地
（建標6.6.4）
（建標6.8.1）
（建標9.7.3）

目地の寸法（ひび割れ誘発目地を含む）
・図示による　　・
ひび割れ誘発目地の位置、形状
・図示による　　・

5 コンクリートの仕上り
（建標6.2.5）
（表6.2.4）
（表6.2.5）

合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ

種別	適用箇所
・Ａ種	・図示
・Ｂ種	・図示
・Ｃ種	・図示

コンクリートの仕上げの平たんさ

種別	適用箇所
・ａ種	・図示
・ｂ種	・図示
・ｃ種	・図示

6 打増し厚さ
(打放し仕上げ部)
(建標 6.8.1)

打増し厚さ
・打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る)
・20mm　・図示
・打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る)
・10mm　・20mm　・図示

打増し範囲
・図示による　・

7 型枠
(建標 6.8.1)

・断熱材を兼用した型枠
使用箇所（・図示による　・　）
・MCR 工法用シート
適用箇所（・図示による　・　）

スリーブの材種・規格等
・図示による　・

８　鉄骨工事

1 鉄骨の製作工場
(建標 7.1.3)

鉄骨製作工場の加工能力
建築基準法第７７条の５６の規定に基づく指定性能評価機関により、鉄骨製作工場の性能評価について認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場

２施工管理技術者
(建標 7.1.3)
(建標 7.1.4)

・配置する　・

3 鋼材
(建標 7.2.1)
(建標 7.2.10)

種類等
・構造特記による
・下表による

種類の記号	適用箇所(主要な部分)	規格
		・JIS による　・
		・JIS による　・
		・JIS による　・
		・JIS による　・
		・JIS による　・
		・JIS による　・

形状及び寸法
・図示による　・
板厚方向に引張力を受ける鋼材の試験
・行う　(適用箇所：　)　・

4 高力ボルト
(建標 7.2.2)
(建標 7.2.7)

高力ボルトの種類
・トルシア形高力ボルト
・JIS 形高力ボルト

(建標 7.3.2)
(建標 7.4.2)
(建標 7.4.7)

・溶融亜鉛めっき高力ボルト
・建築基準法に基づき認定を受けた高力ボルト

ボルトの寸法
ねじの呼び（・図示による　　・　　）

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
・図示による　　・

摩擦面の性能及び処理
・すべり試験
試験の方法等（・図示による　　・　　）

JIS 形高力ボルトの締付け(本締め)
ナット回転法の場合で、ボルトの長さがねじの呼びの 5 倍を超える場合の回転量
・図示による　　・

５普通ボルト
(建標 7.2.3)
(建標 7.3.2)

ボルトの形状及び寸法
ねじの呼び（・図示による　　・　　）

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
・図示による　　・

6 アンカーボルト
(建標 7.2.4)
(建標 7.3.2)
(表 7.10.1)

種類
・構造用アンカーボルト（・ABR400　　・ABR490　　・図示　　）
・建方用アンカーボルト（・SS400　　・　　・　　）

構造用アンカーボルトの形状及び寸法
・図示による　　・

構造用アンカーフレームの形状及び寸法
・図示による　　・

建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法
種別（・Ａ種　　・Ｂ種）

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
・図示による　　・

７ターンバックル
(建標 7.2.6)

ねじの呼び等
・図示による　　・

8 床構造用デッキプレート
(建標 7.2.7)

	適用箇所	材質・形状・寸法	備考
・デッキプレート単独の構法			
・デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構法	図示による	図示による	
・			

鉄骨部材への溶接方法
・図示による　　・

９スタッド
(建標 7.2.8)

呼び名	呼び長さ(mm)	適用箇所
・16		
・19		
・22		

10 柱底均しモルタル
(建標 7.2.9)
(建標 7.10.3)

・無収縮モルタルを使用する
・無収縮モルタルを使用しない

(表 7.2.5)
(表 7.10.2)

柱底均しモルタルの厚さ（ 30 mm）

11 鉄骨の仮組
(建標 7.3.10)

仮組を行う範囲
・図示による ・

12 溶接技能者の技量付加試験
(建標 7.6.3)

試験の要領
・図示による ・

13 溶接接合
(建標 7.6.4)
(建標 7.6.7)

開先の形状
・図示による ・

銅製エンドタブを切断する箇所及び切断範囲)
・図示による ・
スカラップの形状
・図示による ・

低応力高サイクル疲労を受ける部位
・図示による ・

14 溶接部の試験
(建標 7.6.12)

溶接部の外観試験
JASS6 付則 6 の付表 3「溶接」に関する試験
試験の方法
・JASS6 10.4[受入検査] e. 溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。
ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜取箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。
・

完全溶込み部の超音波深傷試験
・実施する

15 錆止め塗装
(建標 7.8.2)

塗料の範囲
耐火被覆材の接着する面の塗装範囲
・図示による ・監督員との協議による ・
耐火被覆が接着する面に塗装する場合の錆止め塗料の種別（ B 種）

16 耐火被覆
(建標 7.9.2～8)

種類	材料・構法	耐火性能(時間)	適用箇所(部位・部分)
・耐火材吹付け	・乾式吹付け ロックウール		
	・半乾式吹付け ロックウール	1	エレベータ昇降路 柱、梁
	・湿式 ロックウール		
	・		
・耐火板張り	・繊維混入けい酸カルシウム板		
	・		
・耐火材巻付け	・高断熱 ロックウール		
	・		
・ラス張りモルタル塗り	ー		
・耐火塗料			

17 軽量形鋼構造
(建標 7.11.2)

ボルト接合方法
・普通ボルト接合 ・

９　コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事

１　補強コンクリートブロック造
(建標8.2.2)
(建標8.2.5)
(建標8.2.7～8)

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	モデュール呼び寸法(mm)		化粧の有無	適用箇所	備考
		長さ	高さ			
・空洞ブロックC(16)				・無　・有		
・				・無　・有		
・				・無　・有		

各部の配筋　　・図示による　　・

目地仕上げ　　・押し目地仕上げ　　・化粧目地仕上げ

まぐさを受ける 開口部両側のブロックにおいて、モルタル又はコンクリートで充填するブロックの範囲
・図示による　　・

２　コンクリートブロック帳壁及び塀
(建標8.3.2)
(建標8.3.4)
(表8.3.1)

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	モデュール呼び寸法(mm)		化粧の有無	備考
		長さ	高さ		
・空洞ブロックC(16)	・120 ・150			・無　・有	
・				・無　・有	
・				・無　・有	

鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状　　・図示による　　・

各部の配筋　　・図示による　　・

3　ＡＬＣパネル
(建標8.4.2～5)
(表8.4.2～4)

パネルの区分			単位荷重(N/m²)	厚さ(mm)	幅及び厚さ(mm)	耐火性能(時間)	構法の種別
用途	形状	表面加工					
・外壁用	・一般 ・ｺｰﾅｰ	・平 ・意匠		・100 ・125 ・50	・図示	・有(1)	・A種 ・B種
・間仕切壁用	・一般 ・ｺｰﾅｰ	・平 ・意匠		・125 ・	・図示	・有(1) ・無	・C種 ・D種 ・E種
・屋根版用	―	―		・100 ・	・図示	・有(0.5)	・F種
・床版用	―	―		・100 ・	・図示	・有(　　) ・無	

パネル相互の接合部に挿入する耐火目地材
・図示による　　・
・外壁パネル構法、屋根及び床パネル構法
耐風圧性能(　　)
耐震性能　(　　)
・間仕切壁パネル構法
耐震性能　(　　)

パネル幅の最小限度(mm)
・300

伸縮目地への耐火目地材の充填　　・適用する　　・適用しない

４押出成形セメント板（ＥＣＰ）
（建標8.4.4）
（建標8.5.2～5）
（表8.5.1～2）

パネルの種類	形　状	厚さ(mm)	幅(mm)	工法の種別	備考
・外壁パネル	・F(フラットパネル)	・50・60・	600	・A種 ・B種	
	・D(デザインパネル)	・50・60			
	・T(タイルベースパネル)	60			
・間仕切壁パネル	・F(フラットパネル)	・50・60・	600	・C種	
	・D(デザインパネル)	・50・60			
	・T(タイルベースパネル)	60			

・外壁パネル工法
　耐風圧性能(　　)
　耐震性能　(　　)
・間仕切壁パネル構法
　耐震性能　(　　)

パネル幅の最小限度(mm)
　・300未満　(・図示　　・　　)
パネルの相互の目地幅(mm)
　長辺の目地幅　・10以上　　・図示による
　短辺の目地幅　・15以上　　・図示による
溝堀及び開口部の措置
　やむを得ず設備開口等を設ける場合のパネルの開口寸法等の限度
　　・図示による　　・

１０　防水改修工事

1 シーリング
［建改標3.1.4］
［建改標3.7.3～7］
［表3.1.1～2］
［表3.7.1］
［建解共5.4.4］

工法の種類	施工箇所	目地寸法
充填工法	図示による	・幅20mm以上 深さ10mm以上（コンクリート打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地）
		・幅5mm以上 深さ5mm以上（ガラス回り目地）
		・幅10mm以上 深さ10mm以上（上記以外）
		・幅__mm以上 深さ__mm以上

ＰＣＢ含有シーリング調査
①１次分析（ＰＣＢ含有分析の要否判定）
　工事に先立ち、工事範囲のシーリング材を各部位毎に採取しシーリング材種についての判定を行うこと。判定結果は速やかに監督職員に報告し、ＰＣＢ含有分析が必要な場合監督職員と協議する。
②２次分析（ＰＣＢ含有分析）
　ＰＣＢの含有について分析を行うこと。なお、分析結果は速やかに監督職員に報告すること。
　１）採取箇所　　計（　　）箇所
　２）採取方法　　分析機関の指定する方法により採取する
　３）分析方法　　ＧＣ－ＥＣＤ法による（JIS K 0114）
シーリングにＰＣＢが含有していた場合の措置
　１）除去方法　　改修標仕3.7.5（1）による
　２）処理方法　　関係法令により適切に処理すること。また、密封できる容器に保管し、採取時期、使用部位、PCBが含有していること等を明記の上、施設管理者へ引き渡す。

２アスファルト防水改修
［建改標3.1.4］
［建改標3.3.3］

工法の種類	種別	施工箇所

屋根保護（露出）防水断熱工法の断熱材

[建改標3.3.5]
[表3.1.1]
[表3.3.3～10]

（　材質　　、厚さ　　㎜、張りじまい位置　　）
防水立上り部の保護方法　・乾式保護材　・れんが　・コンクリート　・屋内等モルタル

３改質アスファルトシート防水改修
[建改標3.1.4]
[建改標3.4.2～3]
[表3.1.1]
[表3.4.1～3]

工法の種類	種別	施工箇所

露出防水断熱工法の場合に用いる発泡プラスチック断熱材　（　種類　　、厚さ　　㎜　）
露出防水絶縁工法の場合の防湿用シート　・設ける　・設けない

4 合成高分子系ルーフィングシート防水改修
[建改標3.1.4]
[建改標3.5.2～3]
[表3.1.1]
[表3.5.1～3]

工法の種類	種別	施工箇所
Ｓ４Ｓ	・Ｓ－Ｆ２ ・Ｓ－Ｍ２	校舎屋上、エレベータ屋根

断熱工法による場合
・機械的固定工法　断熱材（　種類　　、厚さ　　㎜　）
・接着工法　　断熱材（　種類　　、厚さ　　㎜　）、防湿用フィルム（・有　・無）

5 塗膜防水改修
[建改標3.1.4]
[建改標3.6.3]
[表3.1.1]
[表3.6.1～3]

工法の種類	種別	施工箇所
Ｌ４Ｘ	X-2	校舎屋上

Ｘ－１の場合、脱気装置の設置数量は25～100m2に1箇所程度
仕上げ塗料塗り（・シルバー　・カラー）
Ｘ－２の場合、仕上げ塗料塗り（・シルバー　・カラー）
Ｙ－２の場合、保護層　（・適用する　・適用しない）

6 とい
[建改標3.8.2～3]
[表3.8.1～4]

種別	材種	径	施工箇所	備考
たてどい	・配管用鋼管			
	・硬質ポリ塩化ビニル管	100, 75	校舎　その他	
	・ステンレス鋼板			
軒どい	・硬質ポリ塩化ビニル		屋内運動場その他	

とい受金物および足金物の材種　（・ステンレス　・溶融亜鉛メッキ）
既存のといその他の撤去、降雨等に対する養生方法（　　）

7 アルミニウム製笠木
[建改標3.9.2～3]
[表3.9.1]
[表5.2.2]

部材の種類	・押出し２５０形　・押出し３００形　・押出し３５０形 ・板折り曲げ形（本体幅　　㎜, 板厚　　㎜）　形式
表面処理の種別	・ＡＢ－１種　・ＡＢ－２種　・ＡＣ－１種　・ＡＣ－２種 ・ＢＡ－１種　・ＢＡ－２種　・ＢＢ－１種　・ＢＢ－２種 ・ＢＣ－１種　・ＡＣ－２種　・Ｃ種
笠木の下地補修	・行う　工法（　　） ・行わない

１１　外壁改修工事

1 施工数量調査
[建改標1.6.2]

調査範囲　・外壁改修範囲　・図示の範囲
調査報告書の部数　１部
調査内容
①ひび割れの幅及び長さを壁面に表示
②ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査
③モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示
④欠損部の形状寸法等を調査する。コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示
⑤塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示
⑥既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認

2 ひび割れ部改修工法
[建改標4.2.4～6]

ひび割れ幅0.2㎜未満の場合
・改修しない　・シール工法
ひび割れ幅0.2～1.0㎜の場合
樹脂注入工法　（・自動式低圧エポキシ樹脂注入工法　・　　）
確認検査　・行う（コア抜き取り）抜き取ったコアは監督職員が確認した後、適切に処分すること。
抜き取り部の補修方法（・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル）
・行わない
ひび割れ幅1.0mmを超える場合
Uカットシール材充てん工法（既存Uカットシール材充てん工法で補修している箇所も改修する）

充てん材料	品質・規格等	備考
・シーリング用材料	・２成分形ポリウレタン系シーリング材 ・	ポリマーセメントモルタルの充てん ・行わない　・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

3 欠損部改修工法
[建改標4.2.4]
[建改標4.2.8]
[建改標4.3.9～10]

・充填工法　材料（・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル）
・モルタル塗替え工法

4 浮き部改修工法
[建改標4.3.11～12]

改修工法
改修範囲0.25㎡程度未満の場合　アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
改修範囲0.25㎡程度以上の場合　アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
その他工法については、施工数量調査後に必要に応じて監督職員と協議すること。
アンカーピン
ステンレスＳＵＳ３０４、呼び径４㎜の丸棒で全ネジ切り加工したもの

５タイル張り仕上げ外壁の改修
[建改標4.1.4]
[建改標4.4.1～7]
[建改標4.4.16]

ひび割れ部改修方法は自動式低圧エポキシ樹脂注入工法とする。
欠損部改修方法　（・タイル部分張替え工法　・　　）
材料　・タイル貼り付け材料　（・ポリマーセメントモルタル　・　　）
・タイル　（品質・形状・寸法・色　等）　（・既存に合わせる　・　　）
浮き部改修方法は「４浮き部改修方法」による
目地改修工法　（　・目地ひび割れ部改修工法　・伸縮調整目地改修工法　）

6 既存塗膜等の除去及び下地処理
[建改標4.5.4]
[表4.5.4～7]

工法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	・既存仕上面全体　・図示	・ひび割れ部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法
・高圧水洗工法　30MPa程度以上	・既存仕上面全体　・図示	
・塗膜はく離剤工法	・既存仕上面全体　・図示	
・水洗い工法　10MPa程度	・既存仕上面全体	

既存塗膜除去部分は、下地調整C-2もしくはCM-2にて活膜部分との段差調整を行う

7 仕上げ塗材仕上げ
[建改標4.5.2]
[表4.5.1]

呼び名	仕上げの形状等	工法
・外装薄塗材Ｅ	・砂壁状　・着色骨材砂壁状	・ローラー　・吹付　・こて
・防水形外装薄塗材Ｅ	・ゆず肌状　・さざ波形　・凹凸状	・ローラー　・吹付
・	・	
・	・	

色彩計画については、施設管理者との協議により決定する

１２　建具改修工事

１防火戸 ［建改標5.1.4］	・建具表による　　・ ・防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸について連動させる装置等 （・建具表による　　・　　）
２見本の製作等 ［建改標5.1.5］	建具見本の製作　　・行う(建具符号：　　)　・行わない 特殊な建具の仮組　・行う(建具符号：　　)　・行わない
３防犯建物部品 ［建改標5.1.8］	・適用する　(適用箇所　　・建具表による　　・　　) ・適用しない
4アルミニウム製建具 ［建改標5.2.2］ ［建改標5.2.4～5］ ［表5.2.1］ ［表5.2.2］	性能値等(建具符号、枠の見込み寸法は建具表による) 耐風圧性等級、気密性等級、水密性等級（・建具表による　　・図示による） 外部に面する建具の種別（・A種　　・B種　　・C種(枠の見込み寸法は建具表による)） ・防音ドア、防音サッシとする場合　遮音性の等級（　　） ・断熱ドア、断熱サッシとする場合　断熱性の等級（　　） 表面処理 外部に面する建具　種別　（・BB-1種　　・BB-2種） 着色　（・標準色　　・特注色） 屋内の建具　　種別　（・BC-1種　　・BC-2種） 着色　（・標準色　　・特注色） 結露水の処理方法　　・図示による　　・ 水切り板、ぜん板　　・図示による　　・ 木下地の内付け建具　・適用する(建具の製造所の仕様)　　・適用しない 網戸の種別　・合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製　・ステンレス製（SUS316）
５樹脂製建具 ［建改標5.3.2］ ［建改標5.3.4］ ［表5.3.1］ ［表5.3.2］	性能値等(建具符号、枠の見込み寸法は建具表による) 耐風圧性等級、気密 性等級、水密性等級（・建具表による　　・図示による） 外部に面する建具の種別　（・A種　　・B種　　・C種(枠の見込み寸法は建具表による)） ・防音ドア、防音サッシとする場合　遮音性の等級（・T-1種　　・T-2種） ・断熱ドア、断熱サッシとする場合　断熱性の等級（　　） 外部に面する建具の日射熱取得性の等級（　　） 表面色　　（・標準色　　・特注色） 網戸の種別　・合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製　・ステンレス製（SUS316）
6鋼製建具 ［建改標5.4.2］ ［建改標5.4.4］ ［表5.4.1］ ［表5.2.1］	性能値等(建具符号は建具表による) 簡易気密型ドアセットの気密性等級（A-3)、水密性等級(W-1)　（・適用する　　・適用しない） 外部に面する建具の耐風圧性　（・S-4　　・S-5　　・S-6(枠の見込み寸法は建具表による)） ・耐震ドアとする場合　　面内変形追随性の等級（　　） ・防音ドア、防音サッシとする場合　遮音性の等級（　　） ・断熱ドア、断熱サッシとする場合　断熱性の等級（　　）
7鋼製軽量建具 ［建改標5.5.2］ ［建改標5.5.3］	性能値等(建具符号は建具表による) 簡易気密型ドアセットの気密性等級（A-3)　（・適用する　　・適用しない） ・耐震ドアとする場合　面内変形追随性の等級(　　) ・防音ドア、防音サッシとする場合　遮音性の等級(　　) ・断熱ドア、断熱サッシとする場合　断熱性の等級(　　) 鋼板の種類 ・亜鉛めっき鋼板　　・ビニル被覆鋼板　　・カラー鋼板　　・ステンレス鋼板
８ステンレス製建具 ［建改標5.6.2］ ［建改標5.6.3］	性能値等(建具符号は建具表による) 耐風圧性等級、気密性等級、水密性等級（・建具表による　　・図示による） 外部に面する建具の耐風圧性　（・S-4　　・S-5　　・S-6(枠の見込み寸法は建具表による)） ・耐痕ドアとする場合　　面内変形追随性の等級(　　) ・防音ドア、防音サッシとする場合　　遮音性の等級(　　) ・断熱ドア、断熱サッシとする場合　　断熱性の等級(　　)

９木製建具
[建改標5.7.2]
[建改標5.7.4]
[表5.7.2～3]
[表5.7.8]
[表5.7.10]

枠、くつずりの材料　（・建具表による　　・図示による）

・フラッシュ戸
表面材の合板の種類

合板の種類	表面材の品質等	備考
・普通合板		
・天然木化粧合板		
・特殊加工化粧合板		
・ミディアムデンシティファイバーボード(MDF)	表面の状態による区分(　　) 曲げ強さによる区分(　　) 接着剤による区分(　　) 難燃性による区分(　　) ・(　　)	

引き戸の定規縁
・召し合せかまちをいんろう付きとする

・かまち戸（かまち樹種：　　、鏡板樹種：　　）

・ふすま
種別、工法　（・Ⅰ型　　・Ⅱ型）
上張り　　（・鳥の子　　・新鳥の子又はビニル紙程度）
縁仕上　　（・墜り縁　　・生地縁(素地)　　・生地縁(ウレタンクリヤー塗装)）

・戸ぶすま　表面材の種類、品質等(　　)

10 建具用金物
[建改標5.8.2～3]

握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付および取付位置
・建具表による　　・

11 鍵
[建改標5.8.4]

マスターキー　・製作する　・製作しない

12 自動ドア開閉装置
[建改標5.9.2]
[表5.9.1～3]

戸の開閉方式　（・図示　　・　　）
自動ドア開閉装置の性能
防錆の適用　（・適用する　　・適用しない）
引き戸用検出装置の種類
種類　・光線(反射)センサー　　・熱線センサー　　・音波センサー
・光電センサー　　・電波センサー　　・押しボタンスイッチ
・タッチスイッチ(・無線式タッチスイッチ　・光電式タッチスイッチ)
・車椅子使用者便房スイッチ(・大形(開・閉)押しボタンスイッチ　・非接触スイッチ)
凍結防止措置　（・適用する　　・適用しない）

13 重量シャッター
[建改標5.11.2～3]

シャッターの種類　　・管理用シャッター　　・外壁用防火シャッター
・屋内用防火シャッター　・防煙シャッター
外壁開口部に設ける重量シャッター　　耐風圧強度(　　)pa
安全装置の設置箇所
急降下制御装置又は急降下停止装置の設置個所(・図示　　・　　)
障害物感知装置の設置個所　（・図示　　・　　）
危害防止機構の設置個所　（・図示　　・　　）
管理用シャッターのシャッターケース（・設ける　　・設けない）

スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類　　・JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)
・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)

14 軽量シャッター
[建改標5.12.2～4]

開閉形式　（・手動式　　・電動式(手動併用)）
耐風圧強度(　　)pa
電動式の場合の安全装置　障害物感知装置の設置個所　（・図示　　・　　）
スラットの種類
・インターロッキング形　　・オーバーラッピング形

15 オーバーヘッドドア
[建改標 5.13.2～4]
[表 5.13.1～2]

風圧力区分(Pa)	収納形式による区分
・125　・100　・75　・50	・スタンダード形　・ローヘッド形 ・ハイリフト形　・バーチカル形

電動式の場合の障害物感知装置の設置箇所　(・図示　・　)

16 ガラス
[建改標 5.14.2]
[建改標 5.14.5]

適用は以下によるほか、ガラスの種類、厚さの組合せは建具表及び図示による
・フロート板ガラスの品質及び厚さの呼びによる種類
　・図示(・建具表　・　)　・
・型板ガラスの厚さによる種類
　・図示(・建具表　・　)　・
・網入板ガラス及び線入板ガラス
　網又は線の形状、板の表面の状態、犀さの呼びによる種類
　・図示(・建具表　・　)　・
・合わせガラス
　材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、合わせガラスの合計厚さ、特性による種類
　・図示(・建具表　・　)　・
・強化ガラス
　形状による種類、材料板 ガラスの種 類による名称(呼び厚を含む)、特性による種類
　・図示(・建具表　・　)　・
・熱線吸収板ガラス
　板ガラスによる種類、厚さによる種類 、性能による種類
　・図示(・建具表　・　)　・
・複層ガラス
　材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、複層ガラスの厚さ、断熱性による区分、
　日射取得性及び日射遮蔽性による区分、乾燥気体の種類
　・図示(・建具表　・　)　・
・熱線反射ガラス
　材料板ガラスの種類、厚さによる種類、日射熱遮へい性及び耐久性による区分
　・図示(・建具表　・　)　・
・倍強度ガラス
　材料板ガラスの種類厚さによる種類
　・図示(・建具表　・　)　・

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め具
アルミニウム製	・シーリング材　・建築用ガスケット
樹脂製	・建築用ガスケット　・グレイジングビード
鋼製及び鋼製軽量	・シーリング材　・
ステンレス製	・シーリング材　・

17 ガラスブロック積み
[建改標 5.14.5]
[建改標 5.14.5]

表面形状	呼び寸法(mm)	厚さ(mm)	色調	
			クリア	乳白
・正方形	・160×160	95	・	・
	・200×200	95	・ ・	・ ・
・長方形	・		・	・
	・		・	・

壁用金属枠及び補強材
　・設ける(形状　・図示　・　)
　・設けない
化粧目地モルタルの色(　)

シーリング材の種類　（　　）
金属製化粧カバー　材質　・ステンレス製　・アルミニウム製
寸法　・図示による　・
形状　・図示による　・
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・図示による　・

１３　内装改修工事

1 既存床の撤去及び下地補修
［建改標 6.2.2］

ビニル床シート等の除去における浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去　・行う　・行わない
合成樹脂塗床材の除去等　・機械的除去工法　・目荒し工法

2 木材　製材
［建改標 6.5.2］
［建改標 6.5.5］
［表 6.5.1～2］

・「製材の日本農林規格」による下地用製材

施工箇所	寸法(mm)	保存処理

・「製材の日本農林規格」による造作用製材

施工箇所	寸法(mm)	保存処理
見え掛り面	25	
見え掛り面以外		

・「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

施工箇所	寸法(mm)	保存処理

・「製材の日本農林規格」以外の製材

施工箇所	寸法(mm)	材面の品質	防虫処理
		（　　）	・行う ・行わない
		（　　）	・行う ・行わない

３造作用集成材
［建改標 6.5.2］

・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	見付け材面

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面
		化粧薄板： 芯材：			
		化粧薄板： 芯材：			

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	見付け座畝材面の品質

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け座畝材面の品質
	化粧薄板： 芯材：			
	化粧薄板： 芯材：			

4造作用単板積層材
[建改標6.5.2]
[建改標6.5.5]

・「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法(mm)	表面の品質 (表面の化粧加工)	防虫処理
			・有り（加工：・天然木化粧加工 ・塗装加工） ・無し（等級：・1等・2等・3等）	・行う ・行わない

・「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

施工箇所	寸法(mm)	表面の品質 (表面の化粧加工)	防虫処理
		・有り（加工：・天然木化粧加工 ・塗装加工） ・無し（　　）	・行う ・行わない

・CLT(直交集成版)

施工箇所	品名	強度等級	種別	接着性能 (使用環境)	樹種名	寸法(mm)

5合板等
[建改標6.5.2]
[建改標6.5.5]

・「合板の日本農林規格」による普通合板

施工箇所	品名	単板の 樹種名	防虫処理
ライニング下地、洗面器具下地	普通合板	ラワンⅠ類	・行う ・行わない
			・行う ・行わない

・「合板の日本農林規格」による構造用合板

施工箇所	品名	単板の 樹種名	保存処理	防虫処理	強度等級
				・行う ・行わない	
				・行う ・行わない	

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の 樹種名	接着の 程度	防虫処理
				・1級 ・特類	・行う ・行わない

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板

施工箇所	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ(mm)	接着の程度	防虫処理
			・1類 ・2類	・行う ・行わない

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板

施工箇所	品目	厚さ(mm)	接着の程度	単板の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理
			・1類 ・2類		・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ ・ﾌﾟﾘﾝﾄ ・塗装	・行う ・行わない

・パーティクルボード

施工箇所	表裏面の状態による区分	難燃性による区分

・構造用パネル

施工箇所	品名	寸法(mm)

・ミディアムデンシティファイバーボード（ＭＤＦ）

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

６防腐・防蟻・防虫処理
［建改標6.5.5］

・薬剤による防腐・防蟻処理を省略できる樹種による製材
適用部材：（　　）

・工場における薬剤の加圧注入処理による防腐・防蟻処理

適用部材	保存処理性能区分
	・K2　・K3　・K4
	・K2　・K3　・K4

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部材	薬剤の種類
	・
	・

・薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理
適用部材：（　　）

・合板等への加圧注入処理等による防腐・防蟻処理
適用部材：（　　）

7 軽量鉄骨天井下地
[建改標 6.6.1～4]

野縁等の種類
屋外（・19 型　・25 型）　屋内（・19 型　・25 型）
屋外の場合の形式及び寸法
野縁受、つりボルト、インサートの間隔及び周辺部端からの距離
・図示による　・
野縁の間隔
・図示による　・
工法
・つりボルトの間隔が 900mm を超える場合
補強方法　（・図示　・　）
・天井のふところが 3.0m を超える場合
補強方法　（・図示　・　）
・天井下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所、補強方法　（・図示　・　）
・屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強
補強箇所、補強方法　（・図示　・　）
既存の埋込インサート
・再利用する　・再利用しない
引抜き試験
試験箇所数　・当該階において３箇所　・監督員との協議による
確認強度　・400N　・____N

あと施工アンカー
・使用する　・使用しない
引抜き試験
試験箇所数　・当該階において３箇所　・監督員との協議による
確認強度　・400N　・____N
ただし、次の天井は除く。

（ア）平成 25 年 8 月 5 日 国土交通省告示第 771 号に定める特定天井
（イ）天井面構成部材等の単位面積当たりの質量が 20kg/㎡を超える天井
（ウ）傾斜、段差、曲面等の水平でない天井
（エ）システム天井

8 軽量鉄骨壁下地
[表 6.7.1]

スタッドの高さが 5.0m を超える場合
・図示による　・

9 ビニル床シート、ビニル床タイル、ゴム床タイル張り
[建改標 6.8.2～3]
[表 6.8.1～2]

ビニル床シート

色柄	備考
・プレーン ・	・巻上げ（ H=　mm ）

ビニル床タイル

色 柄	寸法(mm)	備 考
・無地 ・	・300×300 ・450×450 ・500×500	

特殊機能床

シート・タイルの種別	種 類	性 能	厚さ、寸法、形状(mm)
・帯電防止床シート			厚さ：
・帯電防止床タイル			寸法：　厚さ：
・耐動荷重性床シート		－	厚さ：
・防滑性床シート		－	厚さ：
・防滑性床タイル		－	寸法：　厚さ：

ビニル巾木
材質の種類　[・]軟質　・硬質
高さ(㎜)　・60㎜　[・]100㎜

ゴム床タイル
種類　・単層品　・積層品
色柄　(　　)
厚さ(㎜)　・3.0　・4.5　・6.0　・9.0
寸法(㎜)　(　　)

接着剤
水の影響を受けやすい土間やトイレ床ではエポキシ樹脂系、又はウレタン樹脂系を使用
下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の主成分による区分
・図示による　・

下地の工法
モルタル・セルフレベリング・木以外の下地の工法　(　　)

[10] 視覚障害者用床タイル（誘導用及び注意喚起用床材）
[建改標6.8.2]

ブロックパターンはJIS T 9251による
色彩は黄色を原則とする
屋内　[・]塩化ビニル製　・磁器又はせっ器質タイル（・300　・　）
・レジンコンクリート製
屋外　・レジンコンクリート製　・磁器又はせっ器質タイル（・300　・　）

11 カーペット敷き
[建改標6.9.2]
[表6.9.1～2]

・織じゅうたん

織り方	パイル形状	帯電性	備考
・ウィルトンカーペット ・ダブルフェースカーペット ・アキスミンスターカーペット	・カットパイル ・ループパイル ・カット・ループ併用	・適用する ・適用しない	

パイル糸の種別　(・A種　・B種　・C種)
見切り、押え金物
・適用する　材質、形状等（・図示　・　）
・適用しない

・タフテッドカーペット

パイルの形状	パイル長(㎜)	工　法	帯電性	備考
・カットパイル	・	・グリッパー工法 ・全面接着工法	・適用する ・適用しない	
・ループパイル	・			
・カット、ループ併用	・			
・	・			

見切り、押え金物
・適用する(材質、形状等　・図示　・　)
・適用しない

・タイルカーペット
見切り、押え金物
・適用する(材質、形状等　・図示　・　)
・適用しない

12 合成樹脂塗り床
[建改標6.10.2]

種類	工法	仕上の種類	施工箇所
・厚膜型塗床材 (弾性ウレタン樹脂系塗床材)			

・厚膜型塗床材 (エポキシ樹脂塗床材)	・薄膜流しのべ工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ	
・薄膜型塗床材 (エポキシ樹脂塗床材)			
・			

13 フローリング張り
[建改標6.11.2～6]
(表6.11.1～6)

・単層フローリング

種類	工法	樹種	厚さ、幅及び長さ
・フローリングボード1等	・釘留め工法 (根太張り)	・	
	・釘留め工法 (直張り)	・	
	・接着工法	・	
・フローリングブロック1等	・接着工法	・	・

・複合フローリング

種類	工法	樹種	種別（厚さ、幅及び長さ）
・複合フローリング (天然木化粧)	・釘留め工法 (根太張り)	・	・A種　・B種　・C種
	・釘留め工法 (直張り)	・	・A種　・B種　・C種
	・接着工法	・	・A種　・B種　・C種

既存フローリング塗替え　下地調整（　　）塗料（　　）

14 畳敷き
[建改標6.12.2]

種別
・A種　・B種　・C種　・D種(畳床　・KT-I　・KT-Ⅱ　・KT-Ⅲ　・KT-K　・KT-N)

・衝撃緩和型畳　畳表(JIS A 5902)　(・C1　・C2)

15 せっこうボード、
その他ボード、
合板張り
[建改標6.13.2～3]

せっこうボード

規格名称	種類	厚さ(mm)等
木質系 セメント板	・硬質木毛セメント板	・15　・20　・25　・
	・中質木毛セメント板	・15　・20　・25　・
	・普通木毛セメント板	・15　・20　・25　・
	・硬質木片セメント板	・12　・15　・18　・21　・
	・普通木片セメント板	・30　・
繊維強化セメント板	・けい酸カルシウム板	タイプ2(無石綿)　・6　・8
火山性ガラス質複層板 (VSボード)	・火山性ガラス質複層板	・　6.3　・
繊維板	・ミディアムデンシテファイバーボード(MDF)	・3　・7　・9　・12　・
	・ハードボード(素地)	・無研磨板 (・スタンダード　・テンパード) ・研磨板 (・スタンダード　・テンパード) ・2.5　・3.5　・5　・7
	・ハードボード(化粧)	・内装用　・外装用 ・2.5　・3.5　・5　・7
	・インシュレーションボード	A級 (・天井仕上　・内装仕上　・　) ・9　・12　・15　・18
パーティクルボード	・単板張りパーティクルボード	・無研磨板　・研磨板

		・10　・12　・15　・18
	・化粧パーティクルボード	・単板オーバーレイ ・プラスチックオーバーレイ ・塗装 ・10　・12
吸音材料	・ロックウール化粧吸音板	・12(不燃)　・15(不燃)　・
	・ロックウール吸音ボード1号	・25　・
	・グラスウール吸音ボード32K	・25(ガラスクロス包)　・
せっこうボード製品	・せっこうボード	・12.5(不燃)　・15(不燃)　・
	・不燃積層せっこうボード	・化粧無(下地張り用) ・化粧有(トラバーチン模様) ・9.5(不燃)
	・シージングせっこうボード	・12.5(不燃)　・
	・強化せっこうボード	・12.5(不燃)　・15(不燃)　・21
	・せっこうラスボード	・9.5　・
	・化粧せっこうボード(木目)	模様(・柾目　・板目) 専用下地材有り
	・化粧せっこうボード(トラバーチン模様)	・9.5(準不燃)

ボード表面への化粧張仕上げの有無
　・有り(種類：　　)　　・

天井のボードの重ね張りの張り付け方法(ロックウール吸音板を除く)
　(　　)
せっこうボードの目地工法
　・図示(仕上げ表)による　　・
せっこうボードのエッジの種類(突付け工法、目透し工法の場合)
　・図示による　　・

合板

種類	規　格	防虫処理
・普通合板	表板の樹種名(　　) 板面の品質(　　) 厚さ(mm)(　　)	・行う ・行わない
・天然化粧合板	化粧板の樹種名(　　) 厚さ(mm)(　　)	・行う ・行わない
・特殊加工天然化粧合板	化粧加工の方法 ・オーバーレイ　・プリント ・塗装　・ 表面性能(　　) 厚さ(mm)(　　)	・行う ・行わない

合板のホルムアルデヒド放散量
　・F☆☆☆☆　　・
合板の張付け　　・A種　　・B 種

16 壁紙張り
　[建改標6.14.2]

施工箇所	壁紙の種類						防火性能	備考
	紙	繊維	プラスチック	無機質	塩化ビニル	その他	防火性能	備考
図書室、音楽室	・	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃 ・難燃	
	・	・	・	・	・	・		

17 モルタル塗り

モルタル　　・現場調合材料　　・既調合材料

[建改標6.15.3]

規制目地材
・設ける　施工箇所(　　)
　　形状(・図示　・　　)
[・]設けない

18 セメントモルタルによるタイル張り
[建改標6.16.2]

見本焼き　・行う　・行わない
試験張り　・行う　・行わない

タイルの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状寸法(mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性	備考
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無		
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

既調合モルタル
・既調合モルタルの製造所の仕様による　　・

壁タイル張り工法
内外装タイル　(・密着張り　・改良圧着張り)
内装タイル以外のユニットタイル　(・マスク張り　・モザイクタイル張り)

19 有機系接着剤によるタイル張り
[建改標6.16.4]

見本焼き　・行う　・行わない
試験張り　・行う　・行わない

タイルの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状寸法(mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性	備考
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無		
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

外装タイルにおける目地詰め　(・行う　・行わない)

20 セルフレベリング材塗り
[建改標6.17.3]

セルフレベリング材の塗り厚　(　　)

１４　塗装改修工事

[1]塗装改修工事
[建改標7章]

[・]建改標による

[2]耐候性塗料塗り
[建改標7.8.1～4]
[建改標7.4.3]
[建改標7.2.3]
[表7.8.1～3]
[表7.2.2]
[表7.4.1]

下地	上塗り塗料等級	錆止め塗料塗り（塗り工法種別）
鉄鋼面	[・]１級　・２級　・３級	・新規　Ａ種 [・]塗替え（・Ａ種　[・]Ｂ種　・Ｃ種）

下地	上塗り塗料等級
亜鉛めっき鋼面	[・]１級　・２級　・３級

[表7.4.3]

下地	種別
コンクリート面及び押出成形セメント板面	・新　規（・Ａ－１種　・Ｂ－１種　・Ｃ－１種）
	・塗替え（・Ａ－１種　・Ｂ－１種　・Ｃ－１種 ・Ａ－２種　・Ｂ－２種　・Ｃ－２種）

３クリヤラッカー塗り
[表7.6.1]

種別がＡ種の場合における着色に用いる塗料の種類
・

４ウレタン樹脂ワニス塗り
[表7.11.1]

着色　・無　　・有（・油性顔料着色剤　　・溶剤系顔料着色剤）

5ステイン塗り
[建改標7.12.2]

オイルステイン塗りの仕様
・図示による　　・

１５　ユニット及びその他工事

１フリーアクセスフロア
(建標20.2.2)

施工箇所	構造	寸法(mm)	高さ(mm)	耐震性能	所定荷重	表面仕上げ材
	・支柱調整式 ・置敷式	・500×500	・	・1.0G ・0.6G	・3,000N ・5,000N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット ・

帯電防止性能　・U値(クラス1)　・U値(クラス2)
漏えい抵抗　・R≧1×10Ω6　・

２トイレブース
(建標20.2.5)

パネル表面材の材質	笠木	脚部の種類
・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板 ・	・ステンレス製	・幅木タイプ ・足金物タイプ

ヒンジ　　グレビティヒンジ（中心吊式）
エッジ　　アール形状
保護材　　エッジ下端部

3階段滑止め
(建標20.2.7)

材種	形状	寸法(mm)
・ステンレス材(SUS304) ・黄銅製押出型材 ・アルミニウム製押出型材	・ひも材 ・タイヤ型	・ ・

4黒板
ホワイトボード
(建標20.2.9)

種　類		寸法(mm)	色　彩	備　考
・黒板	・焼付け(鋼製)		・緑　・黒	・平面　・曲面　・スクリーン付引分
	・焼付け(ほうろう)	3.6 × 1.2	・緑　・黒	・平面　・曲面　・スクリーン付引分
・ホワイトボード	・ほうろう		・白	・平面　・曲面　・スクリーン付引分

5表示
(建標20.2.11)

・衝突防止表示
　形状、寸法(・30φ　　・　　)
　材質　　(・ステンレス材　・　　)
・非常用侵入口等の表示等（・消防法に適合する市販品　　・　　）

室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状寸法材質色、書体、印刷等の種別、取付け形式
・図示による　　・
法令に基づく表示　案内用図記号についてはJIS Z 8210による
また、書面または図面により監督職員の承諾を受けること

６ブラインド
（建標20.2.14）

・横形ブラインド
幅、高さ　（・図示　　・　　）
・縦形ブラインド
幅、高さ　（・図示　　・　　）
開閉方式　（・片開き　・両開き）
スラットの材質　・焼付け塗装仕上げのアルミスラット
・消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工クロススラット
スラットの幅　（　　）㎜

７ロールスクリーン
（建標20.2.15）

・既存再使用する（養生方法：　　）
・新設する

材種	品質	操作方式	幅、高さ	取付箇所
・ポリエステル ・	・	・電動式 ・スプリング式 ・チェーン式	・図示 ・	・図示 ・

８カーテン
カーテンレール
（建標20.2.16）

・既存再使用する
・新設する

形式		開閉操作方式	ひだの種類	生地の修理、品質、特殊加工等	取付箇所	備考
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・つまみひだ（三つ山ひだ、二つ山ひだ） ・箱ひだ、片ひだ ・プレーンひだ	・ ・ ・	・図示 ・	
						（暗幕）

カーテンレールの材種　・アルミニウム製　　・ステンレス製

９ブラインドボックス
カーテンボックス

・既存再使用する
・新設する
溝幅×深さ（㎜）
・90×150　　・120×80　　・120×150　　・150×80　　・図示による
材質　　・集成材（仕上げ：　　）
・アルミニウム製　押出し型材（市販品）
種別（・BC-1種　・BC-2種）
色合い　・標準色（　　）　・特注色（　　）
・鋼製（仕上げ：　　）

10 天井点検口

・既存再使用する
・新設する

材種	寸法	形式		外枠	内枠
・アルミニウム製 ・	・450×450 ・600×600 ・	・一般形	・屋内外用 ・屋内用	・額縁タイプ ・目地タイプ	・額縁タイプ ・目地タイプ
		・			

11 床点検口

・既存再使用する
・新設する

材種	寸法	形式		備考
・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・鋼製	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・密閉形 ・	・屋内外用 ・屋内用	・鍵付き

12 流し台ユニット

材種	寸法(mm)			備考
	W	D	H	
・流し台	・1,200 ・1,500 ・1,800	・550 ・600 ・650	・800 ・850	・詳細図示
・コンロ台	・600	・550 ・600 ・650	・620 ・670	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製
・つり戸棚	・1,200 ・900	・450	・500 ・700	市販品
・水切り	・1,200 ・900 ・600	―	―	市販品 ステンレス製 ・1段式　・

形状　（・図示　・　　）

13 屋内掲示板

枠の材質　・アルミニウム製
表面の材質　・塩ビ発泡シート張り　・シナ合板素地

14 洗面カウンター

材種　・メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材）　・人工大理石

15 防煙垂れ壁

・固定式
・可動式（・垂直降下式(巻取り型)　・回転降下式）

16 舗装
(建標 22.1.3)
(建標 22.3.2～3)
(建標 22.4.2～4)
(建標 22.5.2～3)
(建標 22.6.2～4)

舗装の種類	使用材料	厚さ(mm)	路盤材料	厚さ(mm)
砂利舗装	再生粒調砕石	200		

(街きょ、縁石及び側溝)
材料及び形状・寸法　・図示　・
(砂利敷き)
種別　・A種　・B種

17 植栽
(建標 23.4.2)

樹種	寸法	株立数	備考

１６－１　環境配慮改修工事（アスベスト含有建材）

1 アスベスト除去工事共通事項

①建築物等の解体等工事を行う場合は、「必要な知識を有するもの※」による事前調査を実施し、作業開始前（届出対象特定工事の場合は工事開始の 14 日前まで）に書面で発注者へ報告すること。
※一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者

②一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無に関わらず、事前調査結果を都道府県等へ報告すること。
＜規模要件＞
建築物の解体：対象の床面積の合計が 80 ㎡以上
建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修：請負金額の合計が 100 万円以上
＜報告事項＞
調査対象の建築物等の概要、解体等工事の期間、建築材料の種類及び特定建築材料に該当するか否か(該当しないと判断した場合はその根拠)、調査者等の氏名及び調査者等であることを明らかにする事項等
＜報告の方法＞

	石綿事前調査結果報告システム ③石綿含有吹付け材、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材を除去、封じ込め、または囲い込みを行う場合は、都道府県等へ下記書類を届出ること。 作業開始前に提出が必要な書類 14 日前までに「特定粉じん排出等作業実施届出書（大気汚染防止法）」を千葉市環境規制課へ提出する必要があるため、21 日前程度までに監督職員に提出すること 作業完了後に提出が必要な書類 「石綿濃度測定結果等報告書（千葉市要綱）」 石綿濃度の測定　施工者は、千葉市要綱に基づき、大気中の石綿濃度の測定を行う必要があります。 測定箇所 ＜作業開始前及び終了後＞ 建築物等の周辺４ 方向における敷地境界線上の４ か所 ＜作業実施中＞ 建築物等の周辺４ 方向における敷地境界線上の４ か所 集じん・排気装置の排気口及び前室の出入口（作業場の隔離の措置を講じた場合） 測定高さ　地上 1.5 ｍ 測定方法　石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第９３号）に定める方法その他の適当な方法（アスベストモニタリングマニュアル（環境省）等
２アスベスト含有吹付け材の除去 ［建改標 9.1.3］	石綿含有吹付け材等の処分方法 ・埋立処分　　・中間処理
３石綿含有保温材等の除去 ［建改標 9.1.4］	除去方法 ・切断又は破砕 ・原形のまま、手ばらし ・ 処分方法 ・埋立処分　　・中間処理
4 石綿含有成形板等の除去 ［建改標 9.1.5］	作業場所周辺の養生 ・行う　　・行わない 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板等の処分方法 ・埋立処分　　・中間処理
５石綿含有仕上塗材の除去 ［建改標 9.1.6］	除去方法 ・集じん装置併用手工具ケレン工法 ・剥離剤併用手工具ケレン工法 ・集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 ・ 処分方法 ・埋立処分　　・中間処理
６石綿含有接着剤の取り扱い	対応方法 ・囲い込み　　・除去 除去する場合の除去方法 ・ 除去範囲 図示による 除去する場合の処分方法 「４石綿含有成形板等の除去」に準ずる

１６－２　環境配慮改修工事

１外断熱改修工事
［建改標9.2.2～4］

断熱材の種類

材料	厚さ（㎜）
・ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材 ・押出法ポリスチレンフォーム保温材 ・硬質ウレタンフォーム保温材	

硬質ウレタンフォーム保温材の発泡剤による種類（・Ａ種　　・　　）

外装材の種類

材料名	防火性能
・	

既存外壁の仕上材の撤去　　・有り　　・なし
下地面の清掃及び下地調整　　・断熱材製造所の指定する仕様
通気層　　・有り（　　㎜）　　・なし
試験施工、工法及び品質は、確認できる資料を提出し監督職員の承諾を受ける
特記無き事項は、製造所の仕様による。

２屋上緑化改修工事
［建改標9.4.1～3］

特記事項は図示

3 透水性アスファルト舗装改修工事
［建改標9.5.3～4］
［表9.5.1］
［表9.5.3］
［表9.5.5］
［表9.5.7］

路盤材料
・再生クラッシャラン（ＲＣ－４０）
・クラッシャラン（Ｃ－４０）又はクラッシャランスラグ（ＣＳ－４０）
遮断層及び凍上抑制層の材料［建改標9.7.3］
・遮断層　　・川砂、海砂又良質な山砂　　・
厚さは図示
・凍上抑制層　　・再生クラッシャラン　　・クラッシャラン　切り込み砂利　　・砂
厚さは図示
盛り土に用いる材料
・Ａ種　　・Ｂ種　　・Ｃ種　　・Ｄ種
路床安定処理
・添加材料による安定処理
種類　　・普通ポルトランドセメント　　・フライアッシュセメントＢ種
・生石灰（　　）　　・消石灰（　　）
添加量　（　　）kg/m（目標ＣＢＲ　・5以上　　・　　）
路床土の支持力比試験　　・行う（・乱した土　・乱さない土）
路床締固め度の試験　　・行う
アスファルト混合物
車道部　　・ポリマー改質アスファルトⅠ型
歩道部　　・ストレートアスファルト
透水性舗装
アスファルト混合物の抽出試験　　・行わない　　・行う

１７　その他

１他工事との取合い区分

図面に明示されていない場合は、下表による。

分類	No.	項目	建築	電気	機械
躯体関係	1	建物内のスラブ解体・復旧	○		
	2	同上部の砕石敷き撤去・復旧	○		
	3	同上部の根切り埋戻し	○		
	4	躯体解体復旧部分のスリーブ・箱入れ（コンクリート部）	○	○	○
	5	建築構造体の鉄筋補強	○		
	6	コア抜き・配管後の穴埋め		○	○
	7	撤去後の不要なスリーブ等の穴埋め（補強不要箇所）		○	○
	8	撤去後の不要な箱等開口部の鉄筋補強および穴埋め	○		

	9	穴埋め後の仕上補修	○	○	○	
	10	置床設置前の墨出し（置床工法の場合）	○			
外壁関係	1	外壁取付の給排気用ガラリ（接続フランジ付）	○			
	2	同上用ガラリチャンバー			○	
	3	給気用ガラリ（フィルター共）	○			
	4	配管・換気扇等の取付用アルミパネル取付	○			
	5	同上アルミパネルの穴明け	○			
	6	外壁取付のウェザーカバー・ベンドキャップ取付			○	
	7	同上コーキング処理			○	
	8	換気扇等撤去後の不要となった開口部の閉塞	○			
	9	撤去後の不要なスリーブ等の穴埋め（補強不要箇所）		○	○	
	10	穴埋め後の仕上補修	○	○	○	
内装関係	1	軽量間仕切壁・天井下地の開口補強	○			
	2	補強を要するボードの開口	○			
	3	補強を要しないボードの開口		○	○	
	4	不燃メラミン化粧板の開口	○			
	5	既存間仕切壁の切込み及び補強（軽鉄・木下地部）	○			
	6	配管配線更新に伴う天井の取外し復旧・補修	○			
	7	天井伏図の作成	○			
	8	天井伏図の開口部記入	○	○	○	
	9	開口部の墨出し	○	○	○	
	10	天井・壁・床の点検口取付	○			
	11	衛生器具類取付用の壁及び軽鉄下地補強	○			
	12	配管用ライニング	○			
	13	天井機器（天井扇、ダウンライト、スピーカー等）取付用の下地補強	○			
	14	和風大便器及び掃兼口まわりのコーキング	○			
設備関係	1	システムキッチン・流し台・吊戸棚	○			
	2	シャワーユニット（搬入・据付共）	○			
	3	流し台・ガス台の水切り	○			
	4	流し台の水栓類・排水金物			○	
	5	流し台・水切りの配管器具取付用の開口及び補強	○			
	6	給食室内排水溝及びグレーチング蓋	○			
	7	厨房排気フード（SUS 製）			○	
	8	レンジフード本体			○	
	9	洗面カウンター（開口及び補強）	○			
	10	衛生器具取付			○	
	11	衛生器具（和風大便器を除く）周りのコーキング処理			○	
	12	化粧鏡取付	○			
	13	手すり取付	○			
	14	紙巻器取付			○	
	15	洗濯機パン、排水金具			○	
	16	洗濯機パン用嵩上げ架台	○			
	17	機器取付用基礎（内部）	○			
	18	機器取付用基礎（外部）	○	○	○	
	19	配管配線用の架台基礎		○	○	
	20	機器取付用のアンカーボルト取付		○	○	
	21	機器設置に伴うフェンス	○			

	22	厨房器具類の撤去	○		
	23	危害防止装置用電源	○		
屋外関係	1	ルーフドレン	○		
	2	雨水排水管(排水溝まで)	○		
	3	U字溝	○		
	4	屋外排水管(汚水・雑排水・雨水)			○
	5	屋外排水桝及び蓋			○
	6	舗装改修部分の排水桝蓋取替及びレベル調整			○
	7	屋外配管工事に伴うはつり工事・土工事・舗装工事		○	○
	8	犬走り部分のはつり補修工事・舗装工事(コンクリート舗装)	○		
	9	同上部の砕石敷き撤去・復旧	○		
	10	同上部の根切り埋戻し		○	○
	11	足洗場	○		
	12	屋外仮設足場	○		

千葉市建築工事
特記仕様書

（昇降機設備工事編）

令和７年４月版

平成２４年　４月　　制定
最終改定　令和　７年　４月　１日　改定

千葉市都市局建築部建築設備課

千葉市建築工事特記仕様書（昇降機設備工事編）（令和７年度版）

Ⅰ　工事概要

１　工事種目（○印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工　事　種　別					
	屋内	屋外				屋　外
昇　降　機　設　備	○					

２　設備概要

エレベーター１台設置（１１人乗り、４５m/min、４か所停止）

Ⅱ　工事仕様

１　特記仕様

（１）項目、特記事項は、番号及び・に□印の付いたものを適用する。

（２）特記事項に記載の（機標　．．）内の表示番号は、機標の該当項目又は当該図表を示す。

項　目	特　記　事　項
	1　機械設備共通事項
1　機材の工場検査	対象機材（　　）
2　出来高検査	下記機材については製造工場において、出来高検査を実施することが出来るものとする。 （　　）
3　諸手続	官公署その他の関係機関への諸手続き等に要する費用は、受注者の負担とする。
4　工事用仮設物	すべて受注者の負担とする。ただし、構内に作ることが（・できる　・できない）
5　足場・さん橋類	機改標第１編2.2.1によるほか下記による。 ・本工事にて設置とする。（但し、別契約の関係受注者が定置するものを除く。） ・内部仮設足場等（・　種　・　種） ・外部仮設足場等（・　種　・　種）
6　撤去材の引渡し	・なし　・あり（・金属（・機器　・ダクト　・配管　・その他の金属）
7　容量等の表示	・機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 ・電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
8　総合調整	・本工事（測定項目、箇所等は監督職員の指示による）　・別途 ・風量調整　・室内気流及びじんあいの測定 ・水量調整　・騒音の測定 ・室内外空気の温室度の測定　・初期運転状態の記録 ・飲料水の水質の測定
9　主任技術者	工場制作のみが行われている期間は、主任技術者の専任を要しない。

2 昇降機設備	
1 用途	・乗用兼車椅子用 バリアフリー新法及び、千葉県福祉のまちづくり条例に準拠
2 方式	・ロープ式（ ・ 機械室あり ・ 機械室なし ）
3 積載量	・450 kg ・600 kg ・750 kg ・900 kg ・1000 kg
4 定員	・5 人 ・9 人 ・11 人 ・13 人 ・15 人
5 速度	・45m/min ・60 m/min ・90 m/min
6 停止階数・出入口	・2 箇所 ・3 箇所 ・4 箇所 ・一方向 ・二方向
7 仕様	1 三方枠 ・大枠ステンレスヘアライン ・小枠ステンレスヘアライン 2 乗場扉 ・鋼板製 ・面一大型防犯窓付 ・遮煙機能付（全階） 3 乗場敷居 ・硬質アルミ製 4 防火区画仕様 ・有 ・無 5 特記事項 ・車椅子仕様 ・視覚障害者仕様 ・音声合成オートアナウンス及び表示（各種管制運転表示共） ・防犯窓（大型） ・外部インターホン ・パーキングスイッチ付 ・停電時自動着床装置 ・火災管制運転 ・地震時管制運転（P 波、S 波） ・冠水管制運転 ・雷サージ対策付 ・高調波対策付 ・遠隔監視機能 ・遠隔監視機能用インターフェイス ・非常放送スピーカー対応（消防適合品） ・耐震クラス Ａ(14) ・エレベータ監視盤